

## 13\_学則等（神奈川大学）

※学則（案）（理学部 専攻科目）は以下に従って着色をしている。

【中一種免（数学）、高一種免（数学）】

- 免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- 学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関連する科目：水色

【中一種免（理科）、高一種免（理科）】

- 免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ
- 学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、理科に関連する科目：黄色

※学則（案）（情報学部 専攻科目）は以下に従って着色をしている。

【中一種免（数学）、高一種免（数学）】

- 免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- 学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関連する科目：水色

【高一種免（情報）】

- 免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ
- 学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報に関連する科目：黄色

【中一種免（数学）、高一種免（数学）及び高一種免（情報）の課程で共通開設】

- 免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色

※なお、本学では半期の授業週数を14週、1回の授業時間数を100分としている。単位数ごとに必要な授業時間数が確保できていることの参考資料として本ファイル「13\_学則等（神奈川大学）」末尾に、本学『履修要覧』より「単位と学修時間」について提示しているページを添付する。

## 神奈川大学学則（案）

昭和24年4月1日

施行

### 第1章 総則

第1条 神奈川大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）にのっとり、一般教養並びに専門学術の理論及び応用を教授研究し、識見高邁にして実践力に富む人材を育成し、文化の創造発展及び人類の福祉に貢献することを目的とする。

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、関係法令の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、これを公表するものとする。

2 本大学は、前項の点検及び評価の結果について、6年ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるとともに、本大学以外の機関が行うその他の評価等を通じ、その検証並びに教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

3 前2項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第1条の3 本大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

- (1) 本大学の教育研究上の目的に関すること。
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること。
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- (8) 授業料、入学金その他の本大学が徴収する費用に関すること。
- (9) 本大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

第2条 本大学に法学部、経済学部、経営学部、外国語学部、国際日本学部、人間科学部、理学部、工学部、建築学部、化学生命学部及び情報学部の11学部を置く。

- 2 各学部の修業年限は、4年とする。
- 3 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第3条 法学部には法律学科及び自治行政学科を、経済学部には経済学科及び現代ビジネス学科を、経営学部には国際経営学科を、外国語学部には英語英文学科、スペイン語学科及び中国語学科を、国際日本学部には国際文化交流学科、日本文化学科及び歴史民俗学科を、人間科学部には人間科学科を、理学部には理学科を、工学部には機械工学科、電気電子情報工学科、経営工学科及び応用物理学科を、建築学部には建築学科を、化学生命学部には応用化学科及び生命機能学科を、情報学部には計算機科学科及びシステム数理学科を置く。

第3条の2 前2条に規定する各学部又は各学科の教育研究上の目的については、学部ごとに規程をもって定めるものとする。

第4条 本大学には付属図書館及び付属研究所をおく。

- 2 付属図書館及び付属研究所に関する規程は、別に定める。

第5条 本大学に次の職員を置く。

学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員、技術職員

- 2 前項のほか、副学長及び学長補佐を置くことができる。

第5条の2 学長は、本大学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 学部長は、学部を代表し、学部に関する校務をつかさどる。

- 3 副学長は、学長を補佐し、学長から権限の委任を受けた校務をつかさどる。

- 4 学長は、前項の規定により副学長に校務の一部の権限を委任したときは、速やかに当該権限の内容及び受任者その他当該権限の行使に必要な事項について評議会に報告するとともに、これを告示しなければならない。

- 5 学長補佐は、学長から委任された業務について、学長を補佐する。

第6条 本大学の重要事項を審議するために評議会を置く。

- 2 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 各学部から教授、准教授及び助教のうち2名

- 3 学長は、次に掲げる事項を決定するに当たっては、評議会に諮問しなければならない。

ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 学部間の連絡調整に関する事項
- (2) 学則その他重要な規則等の制定又は改廃に関する事項

- (3) 予算案編成及び決算処理の方針に関する事項
- (4) 学部、学科その他重要な施設及び組織の設置又は改廃に関する事項
- (5) 教員人事の基準に関する事項（教員定員に関する事項を含む。）
- (6) 学生の定員に関する事項
- (7) 学生の生活指導、福利厚生及びその身分に関する事項
- (8) その他学長が諮問すべきであると判断する事項

4 学長は、評議会が答申した内容と異なる決定をした場合、又は前項ただし書の規定により評議会に諮問せずに決定した場合には、直近の評議会において、その理由及び当該決定の内容について説明するものとする。

5 評議会に関しては、前各項に規定するもののほか、別に定めるところによる。

第6条の2 本大学の各学部に、学校教育法（以下「法」という。）第93条第1項に規定する教授会を置く。

- 2 教授会は、学部ごとに、その所属する教授、准教授及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 学長は、前項第3号の規定に基づき当該事項を定める場合には、あらかじめ教授会の意見を聴き、その意見を十分に参酌した上で定めるものとし、これを定めたときは、速やかに告示しなければならない。
- 5 教授会は、第3項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
  - (1) 教員人事に関する事項
  - (2) 研究に関する事項
  - (3) 教育に関する事項
  - (4) 学生の転部、転科、休学、退学その他身上に関する事項
  - (5) 学部予算の作成及び執行に関する事項
  - (6) 学長から諮問された事項

- (7) 学部長から付議された事項
- (8) その他教授会が必要と認めた事項

6 学長等は、第3項及び前項の規定により教授会が述べた意見の内容と異なる決定をした場合には、直近の評議会又は当該学部の教授会において、その理由及び当該決定の内容について説明しなければならない。ただし、学長が教授会に説明する場合は、書面によることができる。

7 教授会の審議手続に関する規程は、評議会の審議を経て理事会がこれを定める。

## 第2章 教育課程及び履修方法

第7条 各学部は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。
- 3 各学部における授業科目的名称、単位数、年次配当及び履修方法は、別表第1のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、教授会の審議を経て、その一部を変更することができる。
- 4 前3項のほか、外国人留学生等のために必要な授業科目を置くことができる。
- 5 前各項のほか、教科及び教職に関する科目、社会教育主事・学芸員の資格取得及び日本語教員養成のために必要な授業科目を置く。

第8条 学生は、前条により自己の所属する学部、学科の所定の授業科目を履修しなければならない。

- 2 学生は、各学部、学科の定めるところにしたがい他の学部、学科の授業科目を履修することができる。
- 3 教育職員の免許状を取得しようとする者のために教職課程をおく。

各学部、学科の教育課程に応じた中学校及び高等学校の教育職員免許状授与の所要資格を得させるための授業科目については、別表第2のとおりとし、免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

- 4 社会教育主事の資格を得させるために必要な授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。
- 5 学芸員の資格を得させるために必要な授業科目及び単位数は、別表第5のとおりとする。
- 6 日本語教員養成のために必要な授業科目及び単位数は、別表第6のとおりとする。
- 7 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修科目届を提

出しなければならない。

8 前各項のほか、各学部、学科の履修については、別に定める。

第8条の2 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関する規程は、別に定める。

#### 第9条 削除

##### 第3章 修了認定及び卒業

第10条 各履修科目の修了は、試験その他の方法によって当該科目担任者がこれを認定する。

2 成績は秀、優、良、可、不可の5段階に分けて評価し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

3 合格者は、第7条の別表第1に規定する単位数を取得したものとする。

第10条の2 前条に規定する単位の認定は、授業科目の履修が修了する学年末又は学期末において行う。

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、5時間の講義及び20時間の実験の授業をもって1単位とすることを基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

第12条 前条第1項に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項に規定する授業の方法により修得できる単位数は、60単位を限度とする。

第12条の2 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本大学の第1年次に入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認められる場合に限り、教授会の審議を経て、本大学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定による単位認定は、60単位を超えない範囲内で行う。

3 前2項の規定による単位認定と関連して修業年限の短縮は行わない。

4 単位認定の手続等に関する規程は、別に定める。

第13条 本大学学生であって、他大学における授業科目履修を希望する者があるとき、審査のうえ教育上有益と認められる場合に限り、学部長は、教授会の審議を経て、これを許可することができる。

2 学部長は、教授会の審議を経て、学生が前項の規定により授業科目について修得した単位を本大学において修得したものとして認定することができる。ただし、認定し得る単位数は、前条により認定する単位数と合わせて60単位を限度とする。

3 前2項に関する規程は、別に定める。

第13条の2 本大学学生であって、入学前又は入学後に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修は、教育上有益と認められる場合に限り、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により認定し得る単位数は、第12条の2及び前条により認定する単位数と合わせて60単位を限度とする。

3 前2項に関する規程は、別に定める。

第14条 本大学に通算して4年以上在学し、第8条から前条までに規定する方法で所定の授業科目及び単位数を履修取得した者に対しては卒業を認める。ただし、留学中の者についてはその留学期の終了後とする。

第15条 本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学位の授与は、神奈川大学学位規程の定めるところによる。

#### 第4章 学年、学期及び休業日

第16条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 学年を分けて次の2期とする。ただし、前学期の終了日、後学期の開始日は、学年暦編成上の必要により変更することがある。

前学期 4月1日に始まり9月30日に終わる。

後学期 10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本大学創立記念日 5月15日
- (4) 春季休業 3月21日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学長が指定する日

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、同項の休業日を授業日に変更することができる。

## 第5章 入学

第19条 本大学学生の収容定員は、次のとおりである。

		入学定員	収容定員
法学部	法律学科	400名	1,600名
	自治行政学科	200名	800名
	計	600名	2,400名
経済学部	経済学科	650名	2,600名
	現代ビジネス学科	300名	1,200名
	計	950名	3,800名
経営学部	国際経営学科	530名	2,120名
	計	530名	2,120名
外国語学部	英語英文学科	200名	800名
	スペイン語学科	90名	360名
	中国語学科	60名	240名
	計	350名	1,400名
国際日本学部	国際文化交流学科	170名	680名
	日本文化学科	60名	240名
	歴史民俗学科	70名	280名
	計	300名	1,200名
人間科学部	人間科学科	300名	1,200名

	計	300名	1,200名
理学部	理学科	275名	1,100名
	計	275名	1,100名
工学部	機械工学科	145名	580名
	電気電子情報工学科	145名	580名
	経営工学科	90名	360名
	応用物理学科	60名	240名
	計	440名	1,760名
建築学部	建築学科	200名	800名
	計	200名	800名
化学生命学部	応用化学科	110名	440名
	生命機能学科	80名	320名
	計	190名	760名
情報学部	計算機科学科	100名	400名
	システム数理学科	100名	400名
	計	200名	800名
	合計	4,335名	17,340名

第20条 入学時期は、学年の初めとする。ただし、学長は、教授会の審議を経て、後学期の初めとすることができます。

第21条 本大学に入学する者は、次の各号のいずれかに該当する者であることを要する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

- (7) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本大学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第22条 本大学に入学を許可される者は、所定の入学試験に合格した者に限る。

第23条 本大学在学者で他の学部、学科に転部・転科を希望する者は、選考のうえこれを許可することがある。

2 前項の転部・転科者の在学年数については、元の学部、学科の在学年数の全部又は一部を算入することができる。

第24条 本大学への編入学、転入学又は再入学を希望する者については、次の各号のいずれかに該当する者について選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了又は卒業した者
- (4) 法第132条に定める専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 法第88条に定める大学の学生以外の者として大学において一定の単位を修得した者
- (6) その他前各号に定める者と同等の資格があると認められるもの

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、その者の申請に基づき教授会の審議を経て、学長が決定する。

3 第1項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、教授会の審議を経て、学長が決定する。

第25条 削除

第26条 外国人で入学を希望する者については選考のうえ特別学生として入学を許可することがある。

第27条 入学の許可を受けた者は、所定の書式による誓約書、保証人の保証書及び本大学所定の書類を提出し、入学金、授業料その他所定の納入金を納入しなければならない。

第28条 前条の保証人は、父母又はこれらに準ずるもので独立の生計を営む成年者である

ことを要する。なお、保証人として不適当と認めたときはその変更を命ずることがある。

第29条 保証人は、学生在学中に関する一切の事項につきその責に任ずるものとする。

第30条 保証人が死亡その他の事由で、その責務を尽くし得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

## 第6章 科目等履修生、委託生及び研究生

第31条 削除

第32条 削除

第33条 削除

第34条 削除

第35条 本大学の学生以外の者が、学部の開設する授業科目中の1科目又は数科目の履修を希望するときは、各学部において学生の学修に妨げのない限り選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いは、別に定める。

第36条 削除

第37条 削除

第38条 削除

第39条 官公庁、法人又は外国政府より委託せられた学生を委託生とする。

2 委託生の取扱いは、科目等履修生に準ずる。

第39条の2 本大学において、特定の事項について研究しようとする者があるときは選考のうえ、研究生として許可することができる。

2 研究生として許可する者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生の取扱いについては、別に定める。

第40条 科目等履修生、委託生及び研究生に関して本章各条に規定しない事項については、神奈川大学学則を準用する。ただし、第3章中第14条及び第15条は適用しない。

## 第7章 休学、留学、退学、転学及び除籍

第41条 病気その他の事由により長期にわたって修学することができない者は、所定の手続を経て休学を願い出るものとする。

2 休学は、1学期又は1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することができる。

3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

第42条 病気の事情によっては休学を命ずることができる。

第43条 休学の事由がやんだときは、復学を願い出るものとする。

2 復学は学期又は学年の始めとする。

第44条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第45条 外国の大学に留学して授業科目を履修しようとする者が、保証人連署のうえ、その旨を願い出たときは、留学を許可することができる。

2 留学期間は、第14条に定める修学年限に算入することができる。

3 留学期間中外国の大学において修得した単位数については、第13条の規定を準用する。

4 留学期間中、学生は、授業料その他の学生納入金を別に定めるところにより納入しなければならない。

5 留学に関する学内手続その他については、別に定める。

第46条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を出さなければならぬ。

第47条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を具し、保証人連署のうえ願い出て許可を受けなければならない。

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、本大学より除籍する。

(1) 在学8年を超えてなお卒業し得ない者

(2) 進級制を実施している学部・学科の学生で、在学4年を超えてなお3年次への進級要件を満たし得ない者

(3) 所定の授業料、履修費、研修料その他の納入金を期日までに納入しない者

## 第8章 授業料、履修費、研修料その他の納入金

第49条 授業料、履修費、研修料その他の納入金の額は、別表第7に定める。

第50条 授業料その他の納入金は、毎学年の初めにその全額を納入するものとする。ただし、別に定めるところにより分納を認める。

第51条 休学期間中の授業料その他の納入金は、別に定めるところにより減額する。ただし、1分納期を全休した者に限る。

第52条 学年の中途において退学した者又は除籍された者もその学年の授業料その他の納入金は、納入しなければならない。

第53条 既納の授業料その他の納入金は、いかなる理由があっても一切返還しない。

## 第9章 奨学制度

第54条 本大学に給費、貸費及び学費減免の奨学制度をおく。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

## 第10章 賞罰

第55条 一般の模範とするに足る行為のあった学生を褒賞することがある。

第56条 法令若しくは本大学の諸規則示達に違反した者又は学生としての本分に反した者については、学長はこれを懲戒する。

2 懲戒の手続については、省令第26条第5項の規定に基づき学長が別に定める。

## 第57条 削除

### 第11章 寄宿寮

第58条 本大学に附属寄宿寮をおくことができる。

2 寄宿寮に関する規程は、別に定める。

#### 附 則

1 本学則は昭和24年4月1日から施行する。

附 則（昭和25年4月1日改正）

1 本学則は昭和25年4月1日から施行する。

附 則（昭和26年4月1日改正）

1 本学則は昭和26年4月1日から施行する。

附 則（昭和27年4月1日改正）

1 本学則は昭和27年4月1日から施行する。

附 則（昭和30年4月1日改正）

1 本学則は昭和30年4月1日から施行する。

附 則（昭和32年4月1日改正）

1 本学則は昭和32年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年4月1日改正）

1 本学則は昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年4月1日改正）

1 本学則は昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日改正）

1 本学則は昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日改正）

1 本学則は昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日改正）

1 本学則は昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和52年4月1日から施行する。

2 昭和51年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則（昭和53年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日改正）

- 1 本学則は昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日改正）

- 1 本学則は平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日改正）

- 1 本学則は平成2年4月1日から施行する。

- 2 本学則第19条の規定にかかわらず、平成2年度から平成10年度までの間、経済学部貿易学科の入学定員は次のとおりとする。

経済学部貿易学科 150名

附 則（平成3年4月1日改正）

- 1 本学則は平成3年4月1日から施行する。

- 2 本学則第19条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		平成3年度～10年度	平成11年度
法学部	法律学科	500名	500名
経済学部	経済学科	690名	690名
経済学部	貿易学科	200名	150名
経営学部	国際経営学科	400名	400名
理学部	情報科学科	100名	100名
理学部	化学科	100名	100名
理学部	応用生物科学科	100名	100名

附 則（平成4年3月1日改正）

- 1 本学則は平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日改正）

- 1 本学則は平成4年4月1日から施行する。

- 2 平成4年度に限り、改正前の学則第35条、第36条、第37条及び第38条は、その効力を有するものとする。

附 則（平成5年4月1日改正）

- 1 本学則は平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日改正）

1 本学則は平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日改正）

1 本学則は平成7年4月1日から施行する。

2 本学則第19条の規定及び附則（平成3年4月1日改正）第2項にかかわらず、平成7年度から法学部の入学定員を「法律学科350名」「自治行政学科150名」とすることに伴い、平成7年度から平成11年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		平成7年度～10年度	平成11年度
法学部	法律学科	350名	350名
法学部	自治行政学科	150名	150名
経済学部	経済学科	690名	690名
経済学部	貿易学科	200名	150名
経営学部	国際経営学科	400名	400名
理学部	情報科学科	100名	100名
理学部	化学科	100名	100名
理学部	応用生物科学科	100名	100名

附 則（平成8年4月1日改正）

1 本学則は平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日改正）

1 本学則は平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日改正）

1 本学則は平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日改正）

1 本学則は平成11年4月1日から施行する。

2 本学則第19条の規定及び附則（平成7年4月1日改正）第2項にかかわらず、平成11年度の入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成11年度の 入学定員	期限付き入学定員（入学定員の内数）と その期間	
法学部	法律学科	350名	平成3年度～6年度	150名
			平成7年度～11年度	100名
法学部	自治行政学科	150名	平成7年度～11年度	50名

経済学部	経済学科	690名	平成3年度～11年度	200名
経済学部	貿易学科	200名	平成2年度～10年度	50名
			平成3年度～11年度	50名
			平成11年度	50名
経営学部	国際経営学科	400名	平成3年度～11年度	200名
理学部	情報科学科	100名	平成3年度～11年度	50名
理学部	化学科	100名	平成3年度～11年度	50名
理学部	応用生物科学科	100名	平成3年度～11年度	50名

附 則（平成12年4月1日改正）

- 1 本学則は平成12年4月1日から施行する。
- 2 本学則第19条の規定にかかわらず、平成12年度から平成15年度までの各年度の入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員			
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
法学部	法律学科	340名	330名	320名	310名
法学部	自治行政学科	145名	140名	135名	130名
経済学部	経済学科	670名	650名	630名	610名
経済学部	貿易学科	190名	180名	170名	160名
経営学部	国際経営学科	495名	475名	455名	435名
理学部	情報科学科	120名	115名	110名	105名
理学部	化学科	120名	115名	110名	105名
理学部	応用生物科学科	120名	115名	110名	105名

附 則（平成13年4月1日改正）

- 1 本学則は平成13年4月1日から施行する。
- 2 本学則第19条の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの各年度の入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
法学部	法律学科	330名	320名	310名
法学部	自治行政学科	140名	135名	130名

経済学部	経済学科	650名	630名	610名
経済学部	貿易学科	180名	170名	160名
経営学部	国際経営学科	475名	455名	435名
理学部	情報科学科	115名	110名	105名
理学部	化学科	115名	110名	105名
理学部	生物科学科	115名	110名	105名

3 理学部応用生物科学科、工学部電気工学科、第二工学部電気工学科は改正後の本学則第19条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が存在しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成14年4月1日改正）

1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日改正）

1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日改正）

1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日改正）

1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日改正）

1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第二法学部法律学科、第二経済学部経済学科及び貿易学科、第二工学部機械工学科及び電気電子情報工学科の学生募集を平成18年4月から停止する。

3 本学則第19条の規定にかかわらず、学生募集を停止する前項の各学部・学科の平成18年度から平成21年度までの各年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
第二法	法律	300名	200名	100名	0名
第二経済	経済	540名	360名	180名	0名
	貿易	300名	200名	100名	0名
第二工	機械工	240名	160名	80名	0名
	電気電子情報工	240名	160名	80名	0名

4 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る学部、学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る学部、学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月20日改正）

1 本学則は、平成26年2月20日から施行する。ただし、次項の規定は平成18年4月1日から、附則第3項の規定は平成23年4月1日から、附則第4項の規定は平成24年4月1日から適用する。

2 平成18年度学則別表第1（第7条関係）教育課程及び履修方法の一部を次のように改正する。

（8） 経営学部国際経営学科専攻科目中に次の授業科目を追加する。

配当群	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数
選択科目	循環型社会論	3年次	2単位（選択）

3 平成23年度学則別表第1（第7条関係）教育課程及び履修方法の一部を次のように改正する。

（2） 経営学部基本科目中の授業科目の名称を次のように改める。

配当群	平成22年度までの授業	平成23年度からの授業	授業を行う年	単位数又は時間数

	業科目の名称	業科目の名称	次	
外国語科目	朝鮮語 I	韓国語 I	1年次	2単位 (選択)
外国語科目	朝鮮語 II	韓国語 II	1年次	2単位 (選択)
外国語科目	朝鮮語 III	韓国語 III	1年次	2単位 (選択)
外国語科目	朝鮮語 IV	韓国語 IV	1年次	2単位 (選択)
外国語科目	上級朝鮮語 I	上級韓国語 I	2年次	1単位 (選択)
外国語科目	上級朝鮮語 II	上級韓国語 II	2年次	1単位 (選択)
外国語科目	上級朝鮮語 III	上級韓国語 III	2年次	1単位 (選択)
外国語科目	上級朝鮮語 IV	上級韓国語 IV	2年次	1単位 (選択)

(8) 経営学部国際経営学科専攻科目中の次の授業科目を廃止する。

配当群	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数
選択科目	一般化学 I	1年次	2単位 (選択)
選択科目	一般化学 II	1年次	2単位 (選択)

4 平成24年度学則別表第1（第7条関係）教育課程及び履修方法の一部を次のように改正する。

(3) 理学部基礎科目中の次の授業科目を廃止する。

配当群	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数
教養系科目	生物科学の世界	1年次	2単位 (選択)

(8) 経営学部国際経営学科専攻科目中の次の授業科目を廃止する。

配当群	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数
選択科目	経営学特殊講義	3年次	2単位 (選択)
選択科目	生物科学の世界	1年次	2単位 (選択)

(8) 経営学部国際経営学科専攻科目中に次の授業科目を追加する。

配当群	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数
選択科目	経営学特殊講義 I	1年次	2単位 (選択)
選択科目	経営学特殊講義 II	2年次	2単位 (選択)
選択科目	経営学特殊講義 III	2年次	2単位 (選択)
選択科目	経営学特殊講義 IV	3年次	2単位 (選択)

附 則 (平成26年4月1日改正)

1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日改正）

- 1 本学則は、平成28年4月28日から施行する。

附 則（平成29年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日改正）

- 1 本学則は、平成29年12月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

- 1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る学部、学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月9日改正）

- 1 本学則は、令和2年7月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年2月25日改正）

- 1 本学則は、令和3年2月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日改正）

- 1 本学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る学部、学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日改正）

- 1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学

する者に係る学部、学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。

## 別表第1（第7条関係）教育課程及び履修方法

(1) 法学部・経済学部・経営学部・外国語学部・国際日本学部・人間科学部・理学部・工学部・建築学部・化学生命学部・情報学部 共通教養科目

## ① 外国語科目を除く共通教養科目

		授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
				必修	選択	自由	
共通基盤科目	初年次ゼミナール	F Y S	1	2			2単位
		文章表現基礎演習 教養データサイエンス	1・2・3・4 1・2・3・4		2 2		各学科の規定による
	人文の分野	哲学 倫理学 宗教学 心理学 文学 日本語学 言語学 世界史 日本史 民俗学 考古学 文化人類学	1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		各学科の規定による
		社会学 人文地理学 国際関係概論 法学 <u>日本国憲法</u> 政治学 社会心理学 経済学 ジェンダー論 ボランティア論 経営学 生涯学習論 ◇日本事情	1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4		2 2 2 2 <u>2</u> 2 2 2 2 2 2		各学科の規定による
		基礎数学 数学 統計学 基礎物理学 物理学 基礎化学 化学 基礎生物学 生物学 コンピュータ概論 物理科学 生命科学 科学技術史	1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		各学科の規定による
	人間形成の分野	キャリアデザイン 国内インターンシップ 海外インターンシップ 体験型研修 手話入門 神奈川大学の歴史 <u>健康科学とスポーツI</u> <u>健康科学とスポーツII</u> 教養スポーツ 公衆衛生 芸術	1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4		2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 2 2		各学科の規定による
		現代社会と市民	社会と人間 科学技術と社会 世界の中の日本 公共の新しいかたちをもとめて 社会生活とスポーツ 環境と社会 科学の世界	1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4 1・2・3・4	2 2 2 2 2 2 2		各学科の規定による

◇印は外国人留学生（外国高等学校在学経験者[帰国生徒等]を含む。）を対象とした科目を示す

## ② 外国語科目

授業科目の名称			授業を行う年次	単位数又は時間			卒業要件 単位数
				必修	選択	自由	
共通教養科目	共通基礎科目	英語	□1 英語 I (基礎)	1		2	
			□1 英語 I (初級)	1		2	
			□1 英語 I (中級)	1		2	
			□1 英語 I (上級)	1		2	
			□1 英語 II (基礎)	1		2	
			□1 英語 II (初級)	1		2	
			□1 英語 II (中級)	1		2	
			□1 英語 II (上級)	1		2	
			□1 英語 III (基礎)	1・2		2	
			□1 英語 III (初級)	1・2		2	
			□1 英語 III (中級)	1・2		2	
			□1 英語 III (上級)	1・2		2	
			□1 英語 IV (基礎)	1・2		2	
			□1 英語 IV (初級)	1・2		2	
			□1 英語 IV (中級)	1・2		2	
			□1 英語 IV (上級)	1・2		2	
			□2 英語 I (Listening)	1		1	
			□2 英語 II (Listening)	1		1	
			□2 英語 I (Speaking)	1		1	
			□2 英語 II (Speaking)	1		1	
			□3 英語 I (Reading)	2		1	
			□3 英語 II (Reading)	2		1	
			□3 英語 I (Writing)	1・2		1	
			□3 英語 II (Writing)	1・2		1	
			□4 英語 I (総合)	1	2		
			□4 英語 II (総合)	1	2		
			□4 英語 III (総合)	2	2		
			□4 英語 IV (総合)	2	2		
			□5 英語 I (再入門)	2・3・4		1	
			□5 英語 II (再入門)	2・3・4		1	
			□6 英語 III (再入門)	2・3・4		1	
			□6 英語 IV (再入門)	2・3・4		1	
			□7 実用英語 I	2	1		
			□7 実用英語 II	2	1		
			□7 実用英語 III	3	1		
			□7 実用英語 IV	3	1		
			□8 科学技術英語 I	2	2		
			□8 科学技術英語 II	2	2		
			□9 英語会話 (初級 I)	1・2・3・4		1	
			□9 英語会話 (初級 II)	1・2・3・4		1	
			□9 英語会話 (中級 I)	1・2・3・4		1	
			□9 英語会話 (中級 II)	1・2・3・4		1	
			□9 英語会話 (上級 I)	1・2・3・4		1	
			□9 英語会話 (上級 II)	1・2・3・4		1	
			□9 TOEIC演習 (初級 I)	1・2・3・4		1	
			□9 TOEIC演習 (初級 II)	1・2・3・4		1	
			□9 TOEIC演習 (中級 I)	1・2・3・4		1	
			□9 TOEIC演習 (中級 II)	1・2・3・4		1	
			□9 TOEIC演習 (上級 I)	1・2・3・4		1	
			□9 TOEIC演習 (上級 II)	1・2・3・4		1	
			□9 TOEFL演習 (初級 I)	1・2・3・4		1	
			□9 TOEFL演習 (初級 II)	1・2・3・4		1	
			□9 特修英語 (中級 I)	2・3・4		1	
			□9 特修英語 (中級 II)	2・3・4		1	
			□9 特修英語 (中級 III)	2・3・4		1	
			□9 特修英語 (中級 IV)	2・3・4		1	
			□9 特修英語 (上級 I)	2・3・4		1	
			□9 特修英語 (上級 II)	2・3・4		1	
			□9 特修英語 (上級 III)	2・3・4		1	
			□9 特修英語 (上級 IV)	2・3・4		1	

各学科の規定による

授業科目の名称			授業を行う年次	単位数又は時間			卒業要件 単位数
必修	選択	自由					
英語	□10 留学英語準備講座 I	1・2・3・4		2			
	□10 留学英語準備講座 II	1・2・3・4		2			
	□10 留学英語準備講座 III	1・2・3・4		2			
	□10 留学英語準備講座 IV	1・2・3・4		2			
	□11 初級韓国語 I a	1・2・3・4		1			
	□11 初級韓国語 I b	1・2・3・4		1			
	□11 初級韓国語 II a	1・2・3・4		1			
	□11 初級韓国語 II b	1・2・3・4		1			
	□11 初級韓国語 III a	1・2・3・4		1			
	□11 初級韓国語 III b	1・2・3・4		1			
韓国語	□11 初級韓国語 IV a	1・2・3・4		1			
	□11 初級韓国語 IV b	1・2・3・4		1			
	□11 中級韓国語 I a	1・2・3・4		1			
	□11 中級韓国語 I b	1・2・3・4		1			
	□11 中級韓国語 II a	1・2・3・4		1			
	□11 中級韓国語 II b	1・2・3・4		1			
	□11 中級韓国語 III a	1・2・3・4		1			
	□11 中級韓国語 III b	1・2・3・4		1			
	□11 中級韓国語 IV a	1・2・3・4		1			
	□11 中級韓国語 IV b	1・2・3・4		1			
共通教養科目	□11 上級韓国語 I	2・3・4		1			
	□11 上級韓国語 II	2・3・4		1			
	□11 上級韓国語 III	2・3・4		1			
	□11 上級韓国語 IV	2・3・4		1			
	□11 特修韓国語 I	1・2・3・4		1			
	□11 特修韓国語 II	2・3・4		1			
	□11 初級スペイン語 I a	1・2・3・4		1			
	□11 初級スペイン語 I b	1・2・3・4		1			
	□11 初級スペイン語 II a	1・2・3・4		1			
	□11 初級スペイン語 II b	1・2・3・4		1			
共通基盤科目	□11 初級スペイン語 III a	1・2・3・4		1			
	□11 初級スペイン語 III b	1・2・3・4		1			
	□11 初級スペイン語 IV a	1・2・3・4		1			
	□11 初級スペイン語 IV b	1・2・3・4		1			
	□11 中級スペイン語 I a	1・2・3・4		1			
	□11 中級スペイン語 I b	1・2・3・4		1			
	□11 中級スペイン語 II a	1・2・3・4		1			
	□11 中級スペイン語 II b	1・2・3・4		1			
	□11 中級スペイン語 III a	1・2・3・4		1			
	□11 中級スペイン語 III b	1・2・3・4		1			
外国语科目	□11 中級スペイン語 IV a	1・2・3・4		1			
	□11 中級スペイン語 IV b	1・2・3・4		1			
	□11 上級スペイン語 I	2・3・4		1			
	□11 上級スペイン語 II	2・3・4		1			
	□11 上級スペイン語 III	2・3・4		1			
	□11 上級スペイン語 IV	2・3・4		1			
	□11 特修スペイン語 I	1・2・3・4		1			
	□11 特修スペイン語 II	2・3・4		1			
	□11 初級中国語 I a	1・2・3・4		1			
	□11 初級中国語 I b	1・2・3・4		1			
中国語	□11 初級中国語 II a	1・2・3・4		1			
	□11 初級中国語 II b	1・2・3・4		1			
	□11 初級中国語 III a	1・2・3・4		1			
	□11 初級中国語 III b	1・2・3・4		1			
	□11 初級中国語 IV a	1・2・3・4		1			
	□11 初級中国語 IV b	1・2・3・4		1			
	□11 中級中国語 I a	1・2・3・4		1			
	□11 中級中国語 I b	1・2・3・4		1			
	□11 中級中国語 II a	1・2・3・4		1			
	□11 中級中国語 II b	1・2・3・4		1			
	□11 中級中国語 III a	1・2・3・4		1			
	□11 中級中国語 III b	1・2・3・4		1			
	□11 中級中国語 IV a	1・2・3・4		1			
	□11 中級中国語 IV b	1・2・3・4		1			
	□11 上級中国語 I	2・3・4		1			
	□11 上級中国語 II	2・3・4		1			
	□11 上級中国語 III	2・3・4		1			
	□11 上級中国語 IV	2・3・4		1			
	□11 特修中国語 I	1・2・3・4		1			
	□11 特修中国語 II	2・3・4		1			

各学科の規定による

授業科目の名称			授業を行う年次	単位数又は時間			卒業要件 単位数
必修	選択	自由					
共通教養科目	共通基盤科目	外国语科目	□11 初級ドイツ語 I a	1・2・3・4		1	
			□11 初級ドイツ語 I b	1・2・3・4		1	
			□11 初級ドイツ語 II a	1・2・3・4		1	
			□11 初級ドイツ語 II b	1・2・3・4		1	
			□11 初級ドイツ語 III a	1・2・3・4		1	
			□11 初級ドイツ語 III b	1・2・3・4		1	
			□11 初級ドイツ語 IV a	1・2・3・4		1	
			□11 初級ドイツ語 IV b	1・2・3・4		1	
			□11 中級ドイツ語 I a	1・2・3・4		1	
			□11 中級ドイツ語 I b	1・2・3・4		1	
			□11 中級ドイツ語 II a	1・2・3・4		1	
			□11 中級ドイツ語 II b	1・2・3・4		1	
			□11 中級ドイツ語 III a	1・2・3・4		1	
			□11 中級ドイツ語 III b	1・2・3・4		1	
			□11 中級ドイツ語 IV a	1・2・3・4		1	
			□11 中級ドイツ語 IV b	1・2・3・4		1	
			□11 上級ドイツ語 I	2・3・4		1	
			□11 上級ドイツ語 II	2・3・4		1	
			□11 上級ドイツ語 III	2・3・4		1	
			□11 上級ドイツ語 IV	2・3・4		1	
			□11 特修ドイツ語 I	1・2・3・4		1	
			□11 特修ドイツ語 II	2・3・4		1	
		フランス語	□11 初級フランス語 I a	1・2・3・4		1	
			□11 初級フランス語 I b	1・2・3・4		1	
			□11 初級フランス語 II a	1・2・3・4		1	
			□11 初級フランス語 II b	1・2・3・4		1	
			□11 初級フランス語 III a	1・2・3・4		1	
			□11 初級フランス語 III b	1・2・3・4		1	
			□11 初級フランス語 IV a	1・2・3・4		1	
			□11 初級フランス語 IV b	1・2・3・4		1	
			□11 中級フランス語 I a	1・2・3・4		1	
			□11 中級フランス語 I b	1・2・3・4		1	
			□11 中級フランス語 II a	1・2・3・4		1	
			□11 中級フランス語 II b	1・2・3・4		1	
			□11 中級フランス語 III a	1・2・3・4		1	
			□11 中級フランス語 III b	1・2・3・4		1	
			□11 中級フランス語 IV a	1・2・3・4		1	
			□11 中級フランス語 IV b	1・2・3・4		1	
			□11 上級フランス語 I	2・3・4		1	
			□11 上級フランス語 II	2・3・4		1	
			□11 上級フランス語 III	2・3・4		1	
			□11 上級フランス語 IV	2・3・4		1	
			□11 特修フランス語 I	1・2・3・4		1	
			□11 特修フランス語 II	2・3・4		1	
		ロシア語	□11 初級ロシア語 I a	1・2・3・4		1	
			□11 初級ロシア語 I b	1・2・3・4		1	
			□11 初級ロシア語 II a	1・2・3・4		1	
			□11 初級ロシア語 II b	1・2・3・4		1	
			□11 初級ロシア語 III a	1・2・3・4		1	
			□11 初級ロシア語 III b	1・2・3・4		1	
			□11 初級ロシア語 IV a	1・2・3・4		1	
			□11 初級ロシア語 IV b	1・2・3・4		1	
			□11 中級ロシア語 I a	1・2・3・4		1	
			□11 中級ロシア語 I b	1・2・3・4		1	
			□11 中級ロシア語 II a	1・2・3・4		1	
			□11 中級ロシア語 II b	1・2・3・4		1	
			□11 中級ロシア語 III a	1・2・3・4		1	
			□11 中級ロシア語 III b	1・2・3・4		1	
			□11 中級ロシア語 IV a	1・2・3・4		1	
			□11 中級ロシア語 IV b	1・2・3・4		1	
			□11 上級ロシア語 I	2・3・4		1	
			□11 上級ロシア語 II	2・3・4		1	
			□11 上級ロシア語 III	2・3・4		1	
			□11 上級ロシア語 IV	2・3・4		1	
			□11 特修ロシア語 I	1・2・3・4		1	
			□11 特修ロシア語 II	2・3・4		1	

各学科の規定による

授業科目の名称				授業を行う年次	単位数又は時間			卒業要件 単位数
共通教養科目	共通基盤科目	外国語科目	日本語		必修	選択	自由	
			* 日本語 I a	1・2・3・4		1	各学科の規定による	
			* 日本語 I b	1・2・3・4		1		
			* 日本語 II a	1・2・3・4		1		
			* 日本語 II b	1・2・3・4		1		
			* 日本語 III a	1・2・3・4		1		
			* 日本語 III b	1・2・3・4		1		
			* 日本語 IV a	1・2・3・4		1		
			* 日本語 IV b	1・2・3・4		1		
			* 日本語演習 I	2・3・4		1		
			* 日本語演習 II	2・3・4		1		
			* 日本語演習 III	2・3・4		1		
			☆ 日本語特別演習（基礎）A I	1・2・3・4		1		
			☆ 日本語特別演習（基礎）A II	1・2・3・4		1		
			☆ 日本語特別演習（作文）A I	1・2・3・4		1		
			☆ 日本語特別演習（作文）A II	1・2・3・4		1		
			☆ 日本語特別演習（応用）A I	1・2・3・4		1		
			☆ 日本語特別演習（応用）A II	1・2・3・4		1		
			☆ 日本語特別演習（知識）A I	1・2・3・4		1		
			☆ 日本語特別演習（知識）A II	1・2・3・4		1		
			☆ 日本語特別演習（理解）A I	1・2・3・4		1		
			☆ 日本語特別演習（理解）A II	1・2・3・4		1		

- 1  1印は、経営学部、理学部を対象とした習熟度別クラス英語
- 2  2印は、法学部、経済学部、外国語学部（英語英文学科を除く）、国際日本学部、人間科学部、工学部（応用物理学科を除く）、建築学部、化学生命学部、情報学部を対象とした習熟度別クラス英語
- 3  3印は、法学部、経済学部、外国語学部（英語英文学科を除く）、国際日本学部、人間科学部、工学部電気電子情報工学科、建築学部、情報学部計算機科学科を対象とした習熟度別クラス英語
- 4  4印は、工学部応用物理学科を対象とした習熟度別クラス英語
- 5  5印は、法学部、経済学部、外国語学部（英語英文学科を除く）、国際日本学部、人間科学部、工学部（応用物理学科を除く）、建築学部、化学生命学部、情報学部を対象としたクラス英語の再履修科目
- 6  6印は、法学部、経済学部、外国語学部（英語英文学科を除く）、国際日本学部、人間科学部、工学部電気電子情報工学科、建築学部、情報学部計算機科学科を対象としたクラス英語の再履修科目
- 7  7印は、工学部機械工学科・経営工学科、情報学部システム数理学科を対象としたクラス英語
- 8  8印は、化学生命学部を対象としたクラス英語
- 9  9印は、選択英語であり、全学部（英語英文学科を除く）を対象とした科目
- 10  10印は、選択英語であり、全学部を対象とした科目  
ただし、プレイスメントテスト上位者等から選抜され受講を希望する者が対象
- 11  11印は、全学部を対象とした科目  
ただし、「スペイン語」はスペイン語学科を、「中国語」は中国語学科を除く「初級韓国語III a・III b・IV a・IV b」、「初級スペイン語III a・III b・IV a・IV b」、「初級中国語III a・III b・IV a・IV b」、「初級ドイツ語III a・III b・IV a・IV b」、「初級フランス語III a・III b・IV a・IV b」、「初級ロシア語III a・III b・IV a・IV b」は理学部、工学部応用物理学科、建築学部、化学生命学部、情報学部を除く
- 12 \*印は、外国人留学生〔外国高等学校在学経験者（帰国生徒等）を含む〕（国際文化交流学科を除く）を対象とした科目
- 13 ☆印は、受入交換留学生を対象とした科目
- 14 視覚・聴覚障がい等のために必修の英語科目の受講が困難な者には、他の英語科目で代替することができる

※ (2) ~ (13) : 省略

## (14) 理学部 理学科 専攻科目

授業科目の名称			授業を行なう年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
				必修	選択	自由	
A群	必修科目	理学ゼミナー	3	2			12単位
		卒業研究 I	4	4			
		輪講 I	4	1			
		卒業研究 II	4	4			
		輪講 II	4	1			
	科学一般	自然の歴史	1		2		B群及びC群から 84単位
		PCリテラシー	1		2		
		総合理学演習	1		2		
		科学概論	1		2		
		サイエンスコミュニケーション	2		2		
専攻科目	実験科目	生物学の歴史	2		2		
		物理学の歴史	2		2		
		化学の歴史	2		2		
		化学基礎実験 I	1		1		
		化学基礎実験 II	1		1		
	B群	生物学実験 I	1		2		
		生物学基礎実験	1		1		
		物理学実験 I	2		3		
		化学実験 I	2		3		
		地球科学基礎実験	2		1		
B群	情報系科目	物理学基礎実験	2		1		
		化学実験 II	2		3		
		物理学実験 II	3		3		
		化学実験 III	3		3		
		生物学実験 II	3		4		
	数学系科目	地球科学実験	3		2		
		先端化学実験	3		2		
		情報科学概論	1		2		
		情報処理入門 I	1		2		
		情報科学リテラシー	1		4		
C群	情報系科目	離散数学 I	1		2		B群及びC群から 84単位
		情報処理入門 II	1		2		
		プログラミング A	1		2		
		プログラミング A 演習	1		4		
		離散数学 II	1		2		
	数学系科目	データベースシステム	2		2		
		計算機システム基礎	2		2		
		情報検索	2		2		
		解析 I	1		2		
		線形代数 I (行列)	1		2		

授業科目の名称			授業を行う年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
				必修	選択	自由	
専攻科目	数学系科目	数学演習II	1		2		
		集合と論理	1		2		
		解析III	2		2		
		線形代数III(標準形)	2		2		
		解析III演習	2		2		
		代数学I	2		2		
		確率論I	2		2		
		幾何学I	2		2		
		線形代数III演習	2		2		
		微分方程式論I	2		2		
		複素関数論I	2		2		
		代数学II	2		2		
		確率論II	2		2		
		幾何学II	2		2		
		数值解析	2		2		
		微分方程式論II	3		2		
		複素関数論II	3		2		
		数理統計学	3		2		
		代数学III	3		2		
		数理科学演習	3		2		
		関数解析学	3		2		
		確率過程論	3		2		
		数理統計学続論	3		2		
		代数学続論	3		2		
		応用数理	4		2		
専攻科目	物理系科目	物理学概論I	1		2		B群及びC群から 84単位
		物理学概論II	1		2		
		物理数学I	1		2		
		力学I	1		2		
		電磁気学I	1		2		
		天文学概論	1		2		
		物理学演習I	1		2		
		基礎物理学実験法	1		2		
		天文実習I	1		1		
		力学II	2		2		
		電磁気学II	2		2		
		物理学演習II	2		2		
		力学III	2		2		
		電磁気学III	2		2		
		量子力学I	2		2		
		熱・統計力学I	2		2		
		物理学演習III	2		2		
		物理数学II	2		2		
		天文実習II	2		1		
		量子力学II	3		2		
		熱・統計力学II	3		2		
		物理学演習IV	3		2		
		計算物理学I	3		2		
		数理物理学	3		2		
		流体力学	3		2		
		量子力学III	3		2		
		熱・統計力学III	3		2		

授業科目の名称			授業を行なう年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
				必修	選択	自由	
専攻科目	物理系科目	計算物理学II	3		2		
		相対性理論・宇宙論	4		2		
		物性物理学	4		2		
		原子核・素粒子物理学	4		2		
		ナノサイエンス	4		2		
	化学系科目	化学概論I	1		2		
		化学概論II	1		2		
		化学基礎セミナー	1		2		
		物理化学I	1		2		
		無機化学I	1		2		
B群	B群	分析化学I	1		2		
		有機化学I	1		2		
		安全工学	1		2		
		物理化学II	2		2		
		無機化学II	2		2		
		有機化学II	2		2		
		環境化学	2		2		
		量子化学	2		2		
		分析化学II	2		2		
		無機化学III	2		2		
		有機化学III	2		2		
		分子構造決定法	2		2		
		計算化学	2		2		
		分子分光学	2		2		
		文化財基礎化学	2		2		
		化学熱力学	3		2		
		無機化学IV	3		2		
		高分子合成法	3		2		
		高分子物性論	3		2		
C群	C群	有機化学IV	3		2		
		環境分析化学	3		2		
		環境物質化学	3		2		
		物性化学	3		2		
		化学国際交流I	3		2		
		化学国際交流II	3		2		
		反応速度論	3		2		
		化学工業概論	3		2		
		生物有機化学	3		2		
		応用環境化学	3		2		
D群	D群	有機化学演習	3		2		
		物理化学演習	3		2		
		無機分析化学演習	3		2		
		専門化学演習I	4		3		
		知的所有権法	4		2		
		専門化学演習II	4		3		
		生物学概論I	1		2		
		生物学概論II	1		2		
		基礎遺伝学	1		2		
		基礎細胞生物学	1		2		
E群	E群	学外体験実習(生物)A	1		1		
		学外体験実習(生物)B	1		1		
		基礎生物化学	1		2		
		基礎植物学	1		2		
		基礎動物学	1		2		
		基礎生態学	1		2		
		生物物理化学	2		2		
		基礎進化生物学	2		2		
F群	F群	分子生物学A	2		2		

B群及びC群から  
84単位

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
			必修	選択	自由	
専攻科目	B群	動物生理学A	2		2	
		バイオテクノロジー	2		2	
		生物科学特論Ⅰ	2		1	
		生物科学特論Ⅱ	2		1	
		生物科学特論Ⅲ	2		1	
		生物科学特論Ⅳ	2		1	
		系統分類学	2		2	
		細胞生物学A	2		2	
		生物情報学	2		2	
		生物科学演習A	2		2	
		生物科学演習B	2		2	
		生物科学演習C	2		2	
		森林実習	2		2	
		特別実習A(生態学実習)	2		1	
		特別実習A(昆虫実習)	2		1	
		特別実習B(顕微鏡実習)	2		1	
		特別実習B(臨海実習)	2		1	
		特別実習C(解剖実習)	2		1	
		生物化学	3		2	
		分子生物学B	3		2	
		植物発生学	3		2	
		環境生物学	3		2	
		植物生理学	3		2	
		動物生態学	3		2	
		植物生態学	3		2	
		動物発生学	3		2	
		動物生理学B	3		2	
		生物科学方法論	3		2	
		生物科学研究法	3		2	
		生物統計学	3		2	
		細胞生物学B	3		2	
		進化生物学	3		2	
	地球科学系科目	地球科学概論Ⅰ	1		2	
		地球科学概論Ⅱ	1		2	
		地球惑星科学	2		2	
		気象学	2		2	
		古生物学	2		2	
		固体地球科学	2		2	
		地球環境学	3		2	
		地史学	3		2	
C群	関連科目	学外体験学習Ⅰ	1		1	
		学外体験学習Ⅱ	1		1	
		学外体験学習Ⅲ	1		1	
		学外体験学習Ⅳ	1		1	
		科学技術英語Ⅰ	2		2	
		科学技術英語Ⅱ	2		2	

B群及びC群から  
84単位

### [履修要件]

- 1 同一授業科目を重複して履修することはできない。
- 2 原則として、上位年次の授業科目を履修することはできない。
- 3 他学部、他学科開講の授業科目を履修する場合には、受講者数に制限があるので担任者の許可が必要である。他学部、他学科が受講を認めない科目を履修することはできない。
- 4 履修科目的登録の上限は、1学期で24単位とする（通年科目については、その科目的単位数を2で除して得た数を、各学期の単位数として換算する。）。

### [進級要件]

(2年次から3年次)

2年以上在学し、かつ、卒業要件単位数のうち、初年次ゼミナール2単位及び外国語科目的英語（選択必修）4単位以上を含む60単位以上を修得しなければならない。

### [学外単位認定制度]

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。

なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各学期の履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催又は推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続により認定された単位
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位

### [卒業要件]

- 1 4年以上在学し、次表の卒業要件単位数を修得しなければならない。

科目区分	共通教養科目								共通教養科目合計	専攻科目			専攻科目合計	合計			
	共通基盤科目							共通テーマ科目		A群	B群	C群					
	初年次ゼミナール	外国語科目	教養基礎演習	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	現代社会と市民									
単位数	2	8		4	4	4	2	2	32	12	84	96	128				
					6												

#### (共通教養科目)

- 2 共通教養科目から、共通基盤科目(1)から(4)までと共にテーマ科目(5)を含む32単位以上を修得しなければならない。
  - (1) 初年次ゼミナール2単位
  - (2) 外国語科目から英語（選択必修）8単位
  - (3) 人文・社会・自然の分野からそれぞれ4単位以上
  - (4) 人間形成の分野から2単位以上
  - (5) 現代社会と市民から2単位以上

#### (専攻科目)

- 3 専攻科目から、次の(1)及び(2)の条件を満たす96単位以上を修得しなければならない。
  - (1) A群から12単位
  - (2) B群及びC群から、次の①又は②のいずれかの条件を満たす84単位以上
    - ① B群の数学系科目から24単位以上
    - ② B群の実験科目、物理系科目、化学系科目、生物系科目及び地球科学系科目から、実験科目2単位を含む24単位以上

※ (15) ~ (17) : 省略

## (18) 工学部 応用物理学科 専攻科目

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
			必修	選択	自由	
専門基礎必修科目	解析 I	1	2			24単位
	線形代数 I (行列)	1	2			
	力学 I	1	2			
	解析 II	1	2			
	線形代数 II (線形空間)	1	2			
	力学 II	1	2			
	物理学実験 A	1	2			
	解析 III	2	2			
	電磁気学 I	2	2			
	電磁気学 II	2	2			
	工学英語 I	3	2			
	工学英語 II	3	2			
専門基礎選択科目	化学基礎 A	1			2	8単位
	力学演習 I	1			1	
	生物学概論 A	1			2	
	力学演習 II	1			1	
	物理数学	1			2	
	確率・統計 I	2			2	
	微分方程式 I	2			2	
	電磁気学演習 I	2			1	
	確率・統計 II	2			2	
	微分方程式 II	2			2	
	電磁気学演習 II	2			1	
	地学実験	2			1	
専攻科目	熱力学	2			2	30単位
	相対論	3			2	
	応用物理学入門	1	2			
	情報処理	1	2			
	プログラミング I	1	2			
	デジタル・アナログ回路	2	2			
	プログラミング II	2	2			
	物理計測学	2	2			
	データサイエンス・ラボラトリー	2	2			
	応用物理学実験 A	3	2			
	応用物理学演習 A	3	1			
	応用物理学実験 B	3	2			
専門選択科目	応用物理学演習 B	3	1			24単位
	卒業研究	4	8			
	応用物理学演習 C	4	2			
	振動・波動	2			2	
	電気回路	2			2	
	材料力学 I	2			2	
	宇宙科学	2			2	
	光学計測	2			2	
	材料物性学	2			2	
	流体力学 I	2			2	
	宇宙物理学	3			2	専門選択科目及び関連科目8単位
	放射線計測	3			2	
	宇宙環境工学	3			2	

授業科目の名称		授業を行なう年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
			必修	選択	自由	
専門選択科目	半導体デバイス	3		2		24単位  専門選択科目及び関連科目8単位
	量子物理学	3		2		
	統計物理学 I	3		2		
	<u>ナノ物質科学</u>	3		2		
	数値計算アルゴリズム	3		2		
	知能工学 I	3		2		
	流体力学 II	3		2		
	機械材料	3		2		
	ロケット工学	3		2		
	観測天文学	3		2		
	衛星システム工学	3		2		
	固体物理学	3		2		
	量子技術	3		2		
	統計物理学 II	3		2		
	放射線シミュレーション	3		2		
専攻科目	分子シミュレーション	3		2		
	数値シミュレーション	3		2		
	知能工学 II	3		2		
	ロケットエンジン	3		2		
	関数論 I	2		2		
	総合化学実験	2		1		
	<u>総合生物学実験</u>	2		1		
	関数論 II	2		2		
	電子回路 I	2		2		
	技術者倫理	3		2		
関連科目	代数学 I	3		2		
	電子回路 II	3		2		
	エネルギー工学	3		2		
	電子デバイス	3		2		
	知的財産権	3		2		
	代数学 II	3		2		

### [履修要件]

- 1 同一授業科目を重複して履修することはできない。
- 2 原則として、上位年次の授業科目を履修することはできない。
- 3 他学部、他学科開講の授業科目を履修する場合には、受講者数に制限があるので担任者の許可が必要である。他学部、他学科が受講を認めない科目を履修することはできない。
- 4 履修科目的登録の上限は、1学期で24単位とする（通年科目については、その科目的単位数を2で除して得た数を、各学期の単位数として換算する。）。

### [進級要件]

- 1 1年次から2年次
 

1年次終了までに、卒業要件単位数のうち、初年次ゼミナール2単位を含めて22単位以上を修得しなければならない。
- 2 2年次から3年次
 

2年次終了までに、卒業要件単位数のうち、66単位以上を修得しなければならない。
- 3 3年次から4年次
 

3年次終了までに、卒業要件単位数のうち106単位以上を修得しなければならない。

### [学外単位認定制度]

- 学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目的履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。  
なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各学期の履修制限単位数に含める。
- 1 本学が主催又は推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位
  - 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続により認定された単位
  - 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位

### [卒業要件]

- 1 4年以上在学し、次表の卒業要件単位数を修得しなければならない。

科目区分	共通教養科目							専攻科目					合計	
	共通基盤科目							専攻科目						
	初年次ゼミナール	外国語科目	教養基礎演習	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	現代社会と市民	共通教養科目合計	専門基礎必修科目	専門基礎選択科目	専門必修科目	専門選択科目	
単位数	2	8		4	4	4	2	2	32	24	8	30	24	94 126
				6									8	

#### (共通教養科目)

- 2 共通教養科目から、共通基盤科目（1）から（4）までと共通テーマ科目（5）を含む32単位以上を修得しなければならない。
  - (1) 初年次ゼミナール2単位
  - (2) 外国語科目から英語（必修）8単位
  - (3) 人文・社会・自然の分野からそれぞれ4単位以上
  - (4) 人間形成の分野から2単位以上
  - (5) 現代社会と市民から2単位以上

#### (専攻科目)

- 3 専攻科目から、次の（1）から（5）の条件を満たす94単位以上を修得しなければならない。
  - (1) 専門基礎必修科目24単位（必修）
  - (2) 専門基礎選択科目8単位以上
  - (3) 専門必修科目30単位（必修）
  - (4) 専門選択科目24単位以上
  - (5) 関連科目及び（4）の規定単位数を超えて8単位以上

※ (19) : 省略

## (20) 化学生命学部 応用化学科 専攻科目

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
			必修	選択	自由	
学部共通科目	物理学概論	1		2		10単位 (※印の選択科目から4単位を含む)
	解析入門	1		2		
	線形代数 I (行列)	1		2		
	化学生命学概論 I	1	2	2		
	解析 I	1		2		
	線形代数 II (線形空間)	1		2		
	化学生命学概論 II	1	2	2		
	科学情報処理	1	2			
	地学 I	2		2		
	解析 II	2		2		
	化学生命SDGs論	2		2		
	地学 II	2		2		
	化学生命キャリアデザイン	2		2		
	総合物理学実験	3		1		
専攻科目	知的財産権	3		2		※ ※ ※ ※ 左欄の卒業要件単位数を含む96単位
	科学と産業	3		2		
	物理化学 I	1		2		
	分析化学	1		2		
	化学概論	1		2		
	物理化学 II	1		2		
	有機化学 I	1		2		
	基礎化学実験	1		2		
	有機化学 II	2		2		
	無機化学 I	2		2		
	応用化学実験	2		4		
	物理化学演習	2		2		
	無機化学 II	2		2		
	応用化学専修実験	3		4		
学科選択科目	無機化学演習	3		2		
	応用化学輪講 I	3		2		
	応用化学研究 I	4		4		
	応用化学輪講 II	4		2		
	応用化学研究 II	4		4		
	応用化学輪講 III	4		2		
	生活化学 I	1			2	学科選択科目から20単位
	基礎生物学概論	1			2	
	基礎生物学実験	1			2	
	生活化学 II	2			2	
	香粧化学	2			2	
	分析化学演習	2			2	
	有機反応論	2			2	
	量子化学	2			2	
	触媒化学	2			2	
	配位化学	2			2	
	生命機能学実験	2			4	
	機器分析 A	3			2	
	高分子科学 I	3			2	
	基礎電気化学	3			2	
	無機材料工学	3			2	
	有機化学演習	3			2	

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
			必修	選択	自由	
学科選択科目	機器分析B	3		2		学科選択科目から20単位
	高分子科学II	3		2		
	分子機能材料	3		2		
	立体有機化学	3		2		
	エネルギー化学	3		2		
	遺伝学	1		2		
	動物生理学	1		2		
	生化学I	1		2		
	食品化学	2		2		
	公衆衛生学	2		2		
専攻科目	細胞生物学	2		2		左欄の卒業要件単位数を含む96単位
	生化学II	2		2		
	食品栄養学	2		2		
	分子生物学	2		2		
	生化学演習	3		2		
	タンパク質工学	3		2		
	微生物学	3		2		
	植物生理学	3		2		
	有機医薬工業	3		2		
	生物有機化学	3		2		
	食品衛生学	3		2		
	環境化学	3		2		

### [履修要件]

- 1 同一授業科目を重複して履修することはできない。
- 2 原則として、上位年次の授業科目を履修することはできない。
- 3 他学部、他学科開講の授業科目を履修する場合には、受講者数に制限があるので担任者の許可が必要である。他学部、他学科が受講を認めない科目を履修することはできない。
- 4 履修科目的登録の上限は、1学期で24単位とする（通年科目については、その科目的単位数を2で除して得た数を、各学期の単位数として換算する。）。

### [進級要件]

- 1 1年次から2年次
  - 1 年次終了までに、卒業要件単位数のうち、初年次ゼミナール2単位並びに学部共通科目及び学科必修科目から8単位以上を含む20単位以上を修得しなければならない。
- 2 2年次から3年次
  - 2 年次終了までに、卒業要件単位数のうち、1年次及び2年次の外国語科目的英語（必修）から各2単位以上並びに学部共通科目及び学科必修科目から20単位以上（1年次及び2年次の必修実験科目6単位を含む）を含む62単位以上を修得しなければならない。
- 3 3年次から4年次
  - 3 年次終了までに、卒業要件単位数のうち、外国語科目的英語（必修）8単位、3年次の必修実験科目4単位及び「輪講I」2単位を含む104単位以上を修得しなければならない。

### [学外単位認定制度]

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目的履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。  
なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各学期の履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催又は推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続により認定された単位
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位

### [卒業要件]

- 1 4年以上在学し、次表の卒業要件単位数を修得しなければならない。

科目区分	共通教養科目							専攻科目					合計		
	共通基盤科目							専攻科目							
	初年次ゼミナール	外国語科目	教養基礎演習	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	現代社会と市民	共通教養科目合計	学部共通科目（必修）	学科必修科目（選択）	学科選択科目	関連科目		
単位数	2	8		4	4	4		2	32	6	44	4	20	96	128
				8								22			

#### (共通教養科目)

- 2 共通教養科目から、共通基盤科目（1）から（3）までと共にテーマ科目（4）を含む32単位以上を修得しなければならない。
  - (1) 初年次ゼミナール2単位
  - (2) 外国語科目から英語（必修）8単位
  - (3) 人文・社会・自然の分野からそれぞれ4単位以上
  - (4) 現代社会と市民から2単位以上

#### (専攻科目)

- 3 専攻科目から、次の（1）から（3）までを含む96単位以上を修得しなければならない。
  - (1) 学部共通科目から必修科目6単位及び選択必修科目4単位を含む10単位以上
  - (2) 学科必修科目から44単位
  - (3) 学科選択科目から20単位以上

## (21) 化学生命学部 生命機能学科 専攻科目

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
			必修	選択	自由	
学部共通科目	物理学概論	1		2		10単位 (※印の選択科目から4単位を含む)
	解析入門	1		2		
	線形代数 I (行列)	1		2		
	化学生命学概論 I	1	2			
	科学情報処理	1	2			
	解析 I	1		2		
	線形代数 II (線形空間)	1		2		
	化学生命学概論 II	1	2			
	地学 I	2		2		
	解析 II	2		2		
	化学生命SDGs論	2		2		
	地学 II	2		2		
	化学生命キャリアデザイン	2		2		
	総合物理学実験	3		1		
専攻科目	知的財産権	3		2		※ ※ ※ ※ 44単位 左欄の卒業要件単位数を含む96単位
	科学と産業	3		2		
	遺伝学	1		2		
	生物学概論	1		2		
	生化学 I	1		2		
	有機化学 I	1		2		
	基礎生物学実験	1		2		
	有機化学 II	2		2		
	細胞生物学	2		2		
	生化学 II	2		2		
	分子生物学	2		2		
	生命機能学実験	2		4		
	生化学演習	3		2		
	生命機能学専修実験	3		4		
学科必修科目	有機化学演習	3		2		
	生命機能学輪講 I	3		2		
	生命機能学研究 I	4		4		
	生命機能学輪講 II	4		2		
	生命機能学研究 II	4		4		
	生命機能学輪講 III	4		2		
	動物生理学	1			2	選択科目から20単位
	生活化学 I	1			2	
	分析化学	1			2	
	基礎化学概論	1			2	
	基礎化学実験	1			2	
	生活化学 II	2			2	
	応用化学実験	2			4	
	食品化学	2			2	
	公衆衛生学	2			2	
	香粧化学	2			2	
	分析化学演習	2			2	
	食品栄養学	2			2	
	有機反応論	2			2	
	タンパク質工学	3			2	
	微生物学	3			2	
	植物生理学	3			2	
	生物有機化学	3			2	

授業科目の名称		授業を行う年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
			必修	選択	自由	
学科選択科目	有機医薬工業	3		2		選択科目から20単位
	機器分析B	3		2		
	食品衛生学	3		2		
	環境化学	3		2		
	物理化学I	1		2		
専攻科目 関連科目	物理化学II	1		2		左欄の卒業要件単位数を含む96単位
	無機化学I	2		2		
	無機化学II	2		2		
	量子化学	2		2		
	触媒化学	2		2		
	配位化学	2		2		
	物理化学演習	2		2		
	無機化学演習	3		2		
	高分子科学I	3		2		
	基礎電気化学	3		2		
	無機材料工学	3		2		
	機器分析A	3		2		
	高分子科学II	3		2		
	分子機能材料	3		2		
	立体有機化学	3		2		
	エネルギー化学	3		2		

### [履修要件]

- 1 同一授業科目を重複して履修することはできない。
- 2 原則として、上位年次の授業科目を履修することはできない。
- 3 他学部、他学科開講の授業科目を履修する場合には、受講者数に制限があるので担任者の許可が必要である。他学部、他学科が受講を認めない科目を履修することはできない。
- 4 履修科目的登録の上限は、1学期で24単位とする（通年科目については、その科目的単位数を2で除して得た数を、各学期の単位数として換算する。）。

### [進級要件]

- 1 1年次から2年次
 

1年次終了までに、卒業要件単位数のうち、初年次ゼミナール2単位並びに学部共通科目及び学科必修科目から8単位以上を含む20単位以上を修得しなければならない。
- 2 2年次から3年次
 

2年次終了までに、卒業要件単位数のうち、1年次及び2年次の外国語科目的英語（必修）から各2単位以上並びに学部共通科目及び学科必修科目から20単位以上（1年次及び2年次の必修実験科目6単位を含む）を含む62単位以上を修得しなければならない。
- 3 3年次から4年次
 

3年次終了までに、卒業要件単位数のうち、外国語科目的英語（必修）8単位、3年次の必修実験科目4単位及び「輪講I」2単位を含む104単位以上を修得しなければならない。

### [学外単位認定制度]

- 学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目的履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。  
なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各学期の履修制限単位数に含める。
- 1 本学が主催又は推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位
  - 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続により認定された単位
  - 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位

### [卒業要件]

- 1 4年以上在学し、次表の卒業要件単位数を修得しなければならない。

科目区分	共通教養科目							専攻科目					合計		
	共通基盤科目							専攻科目							
	初年次ゼミナール	外国語科目	教養基礎演習	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	現代社会と市民	共通教養科目合計	学部共通科目（必修）	学科必修科目（選択）	学部共通科目（選択）	学科選択科目		
単位数	2	8		4	4	4		2	32	6	44	4	20	96	128
				8								22			

#### (共通教養科目)

- 2 共通教養科目から、共通基盤科目（1）から（3）までと共にテーマ科目（4）を含む32単位以上を修得しなければならない。
  - (1) 初年次ゼミナール2単位
  - (2) 外国語科目から英語（必修）8単位
  - (3) 人文・社会・自然の分野からそれぞれ4単位以上
  - (4) 現代社会と市民から2単位以上

#### (専攻科目)

- 3 専攻科目から、次の（1）から（3）までを含む96単位以上を修得しなければならない。
  - (1) 学部共通科目から必修科目6単位及び選択必修科目4単位を含む10単位以上
  - (2) 学科必修科目から44単位
  - (3) 学科選択科目から20単位以上

## (22) 情報学部 計算機科学科 専攻科目

授業科目の名称			授業を行いう年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
				必修	選択	自由	
必修科目	概論	計算機科学概論	1	2			46単位
		情報基盤と情報倫理	1	2			
		計算機システム基礎	2	2			
	基礎	離散数学 I	1	2			
		離散数学 I 演習	1	2			
		離散数学 II	1	2			
		離散数学 II 演習	1	2			
		確率統計学	2	2			
	プログラミング	アルゴリズム論	2	2			
		情報科学リテラシー	1	4			
		プログラミングA	1	2			
		プログラミングA演習	1	4			
専攻科目	プロジェクト	プログラミングB	2	4			14単位
		計算機科学実験	2	2			
		情報ゼミナール	3	2			
		輪講 I	4	1			
		卒業研究 I	4	4			
	選択必修科目	輪講 II	4	1			
		卒業研究 II	4	4			
		データベースシステム	2				
		計算機アーキテクチャ	2				
		オペレーティングシステム	2				
選択科目	応用	ソフトウェア工学	2				選択科目から 32単位
		情報システム論	3				
		情報セキュリティ	3				
		人工知能 I	3				
		コンピュータネットワーク	3				
		情報職業論	2				
		情報英語	3				
	基礎	オートマトン理論	2				
		算譜言語論	3				
		情報理論	3				

授業科目の名称			授業を行なう年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
専攻科目	選択科目	ラブ グミロ ング		必修	選択	自由	
		2		2		選択科目から 32単位	
		3		2			
		2		2			
		3		2			
		3		2			
		3		1			
		3		1			
		3		2			
		応用	3		1		
			3		1		
		クジブ トエロ	3		2		
			3		2		
			3		2		

### [履修要件]

- 1 同一授業科目を重複して履修することはできない。
- 2 原則として、上位年次の授業科目を履修することはできない。
- 3 他学部、他学科開講の授業科目を履修する場合には、受講者数に制限があるので担任者の許可が必要である。他学部、他学科が受講を認めない科目を履修することはできない。
- 4 履修科目的登録の上限は、1学期で24単位とする（通年科目については、その科目的単位数を2で除して得た数を、各学期の単位数として換算する。）。

### [進級要件]

- 1 2年次から3年次
  - 2年以上在学し、卒業要件単位数のうち、初年次ゼミナール2単位及び外国語科目的英語（必修）4単位を含む60単位以上を修得しなければならない。

### [学外単位認定制度]

- 学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目的履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。  
なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各学期の履修制限単位数に含める。
- 1 本学が主催又は推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位
  - 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続により認定された単位
  - 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位

### [卒業要件]

- 1 4年以上在学し、次表の卒業要件単位数を修得しなければならない。

科目区分	共通教養科目							専攻科目			合計	
	共通基盤科目							共通教養科目合計	必修科目	選択必修科目	選択科目	
初年次ゼミナール	外国語科目	教養基礎演習	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	現代社会と市民					
単位数	2	8	4	4	4	2	2	32	46	14	32	92
				6								124

#### (共通教養科目)

- 2 共通教養科目から、共通基盤科目（1）から（4）までと共通テーマ科目（5）を含む32単位以上を修得しなければならない。
  - (1) 初年次ゼミナール2単位
  - (2) 外国語科目から英語（必修）8単位
  - (3) 人文・社会・自然の分野からそれぞれ4単位以上
  - (4) 人間形成の分野から2単位以上
  - (5) 現代社会と市民から2単位以上

#### (専攻科目)

- 3 専攻科目から、次の（1）から（3）までを含む92単位以上を修得しなければならない。
  - (1) 必修科目46単位
  - (2) 選択必修科目から14単位以上
  - (3) 選択科目から32単位以上

## (23) 情報学部 システム数理学科 専攻科目

授業科目の名称			授業を行う年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
基礎科目	必修科目	線形代数 I (行列)		1	2		
		解析 I		1	2		11単位
		情報処理演習 I		1	1		
		解析 II		1	2		
		線形代数 II (線形空間)		1	2		
		解析 III		2	2		
	必修科目	計算機概論 I	1	2			52単位
		論理学演習		1	2		
		システム数理概論		1	2		
		情報リテラシ演習		1	4		
		計算機概論 II		1	2		
		離散数学		1	2		
		離散数学演習		1	2		
		プログラミング技法 I		1	2		
		プログラミング技法 I 演習		1	4		
		グラフ理論		2	2		
		確率統計学 I		2	2		
		プログラミング技法 II		2	2		
		プログラミング技法 II 演習		2	2		
		確率統計学 II		2	2		
		アルゴリズムとデータ構造		2	2		
		技術者倫理		2	2		
	専攻科目	特別演習 I		3	2		
		知的財産権		3	2		
		特別演習 II		3	2		
		卒業研究 I		4	4		
		卒論ゼミ I		4	1		
		卒業研究 II		4	4		
		卒論ゼミ II		4	1		
選択科目	(共通) A群	計算機概論 III	2			2	6単位
		マルチメディア		2	2	2	
		複素解析学		2	2	2	
		データベースシステム		3	2	2	
		情報理論		3	2	2	
		ゲーム理論		3	2	2	
	(高信頼システム) B群	情報論理学		2		2	6単位
		情報代数学		3		2	
		計算と論理		3		2	
		位相幾何学		3		2	
		位相と論理		3		2	
		システム検証		3		2	
	(セキュアシステム) C群	オートマトンとコンパイラ	2			2	6単位
		情報セキュリティ		3		2	
		計算可能性		3		2	
		暗号理論		3		2	
		計算の複雑さ		3		2	
		プライバシ保護		3		2	

授業科目の名称			授業を行う年次	単位数又は時間数			卒業要件単位数
				必修	選択	自由	
専攻科目	(複雑知能システム D群)	システム工学	2		2		6単位
		人工知能	3		2		
		非線形数理	3		2		
		ベイズ理論	3		2		
		機械学習	3		2		
		複雑系と生命数理	3		2		
	(データ分析システム E群)	数値解析	2		2		6単位
選択科目		意思決定論	2		2		
		多変量解析	3		2		
		最適化数理	3		2		
		データマイニング	3		2		
		シミュレーション技法	3		2		
科関目連		情報と倫理	1		2		
		情報と職業	1		2		

### 〔履修要件〕

- 1 同一授業科目を重複して履修することはできない。
- 2 原則として、上位年次の授業科目を履修することはできない。
- 3 他学部、他学科開講の授業科目を履修する場合には、受講者数に制限があるので担任者の許可が必要である。他学部、他学科が受講を認めない科目を履修することはできない。
- 4 履修科目的登録の上限は、1学期で24単位とする（通年科目については、その科目的単位数を2で除して得た数を、各学期の単位数として換算する。）。

### 〔進級要件〕

- 1 1年次から2年次
 

1年次終了までに、卒業要件単位数のうち、初年次ゼミナール2単位を含む24単位以上を修得しなければならない。
- 2 2年次から3年次
 

2年次終了までに、卒業要件単位数のうち、「システム数理概論」2単位及び1年次履修の外国語科目的英語（必修）4単位を含む64単位以上を修得しなければならない。
- 3 3年次から4年次
 

3年次終了までに、卒業要件単位数のうち、「情報リテラシ演習」4単位及び「特別演習I・II」4単位を含む100単位以上を修得しなければならない。

### 〔学外単位認定制度〕

- 学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。  
なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各学期の履修制限単位数に含める。
- 1 本学が主催又は推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位
  - 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続により認定された単位
  - 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位

### 〔卒業要件〕

- 1 4年以上在学し、次表の卒業要件単位数を修得しなければならない。

科目区分	共通教養科目							共通教養科目合計	専攻科目						専攻科目合計	合計		
	共通基盤科目						共通テーマ科目		基礎科目	選択科目								
	初年次ゼミナール	外国語科目	教養基礎演習	人文の分野	社会の分野	自然の分野				必修科目	A群	B群	C群	D群	E群			
単位数	2	8		4	4	4	2	2	32	11	52	6	6	6	6	93	125	
							6											

#### (共通教養科目)

- 2 共通教養科目から、共通基盤科目（1）から（4）までと共通テーマ科目（5）を含む32単位以上を修得しなければならない。
  - (1) 初年次ゼミナール2単位
  - (2) 外国語科目から英語（必修）8単位
  - (3) 人文・社会・自然の分野からそれぞれ4単位以上
  - (4) 人間形成の分野から2単位以上
  - (5) 現代社会と市民から2単位以上

#### (専攻科目)

- 3 専攻科目から、次の（1）及び（2）を含む93単位以上を修得しなければならない。
  - (1) 必修科目63単位
  - (2) 選択科目のA群、B群、C群、D群、E群から各6単位以上

別表第2(第8条第3項関係)

教科及び教職に関する科目並びに履修方法

法学部、経済学部、国際経営学部、外国語学部、国際日本学部、人間科学部、理学部、工学部、建築学部、化学生命学部、情報学部

第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数			最低修得単位数
					必修	選択	自由	
第二欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	※授業科目は別に定める	教科教育法 I (社会)	2	×2			中学校教諭一種免許状を受けようとする者は必修を含め38単位以上（教科に関する専門的事項の修得単位数を除く）
			教科教育法 II (社会)	2	×2			
			教科教育法 III (社会)	3	×2			
			教科教育法 IV (社会)	3	×2			
			教科教育法 I (地理歴史)	3	×2			
			教科教育法 II (地理歴史)	3	×2			
			教科教育法 I (公民)	3	×2			
			教科教育法 II (公民)	3	×2			
			教科教育法 I (商業)	3	×2			
			教科教育法 II (商業)	3	×2			
			教科教育法 I (情報)	3	×2			
			教科教育法 II (情報)	3	×2			
			教科教育法 I (英語)	2	×2			
			教科教育法 II (英語)	2	×2			
			教科教育法 III (英語)	3	×2			
			教科教育法 IV (英語)	3	×2			
			教科教育法 I (中国語)	2・3	×2			
			教科教育法 II (中国語)	2・3	×2			
			教科教育法 III (中国語)	3	□2			高等学校教諭一種免許状を受けようとする者は必修を含め30単位以上。ただし、高等学校教諭一種免許状(英語及び国語)については34単位以上（教科に関する専門的事項の修得単位数を除く）
			教科教育法 IV (中国語)	3	□2			
			教科教育法 I (国語)	2	×2			
			教科教育法 II (国語)	2	×2			
			教科教育法 III (国語)	3	×2			
			教科教育法 IV (国語)	3	×2			
			教科教育法 I (保健体育)	2・3	×2			
			教科教育法 II (保健体育)	2・3	×2			
			教科教育法 III (保健体育)	3	□2			
			教科教育法 IV (保健体育)	3	□2			
			教科教育法 I (数学)	2・3	×2			
			教科教育法 II (数学)	2・3	×2			
			教科教育法 III (数学)	3	□2			
			教科教育法 IV (数学)	3	□2			
			教科教育法 I (理科)	2	×2			
			教科教育法 II (理科)	2	×2			
			教科教育法 III (理科)	3	×2			
			教科教育法 IV (理科)	3	×2			
			教科教育法 I (工業)	3	×2			
			教科教育法 II (工業)	3	×2			

第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	<u>教育原論</u>	1	<u>2</u>			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	<u>教職論</u>	2	<u>2</u>			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	<u>教育と社会</u>	1	<u>2</u>			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	<u>教育心理学</u>	1	<u>2</u>			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	<u>特別支援教育論</u>	3	<u>1</u>			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	<u>教育課程論</u>	2	<u>2</u>			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	<u>道徳教育論</u>	2	<u>□2</u>			
		総合的な学習の時間の指導法	<u>総合的な学習の時間の指導論</u>	3	<u>1</u>			
		特別活動の指導法	<u>特別活動論</u>	2	<u>2</u>			
		・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	<u>教育方法とICT活用</u>	2	<u>2</u>			
		・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	<u>生徒・進路指導論</u>	2	<u>2</u>			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	<u>教育相談</u>	3	<u>2</u>			
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	<u>教育実習 I</u>	4	<u>2</u>			
			<u>教育実習 II</u>	4	<u>□2</u>			
			<u>教育実習指導 I</u>	3	<u>1</u>			
			<u>教育実習指導 II</u>	4	<u>1</u>			
		教職実践演習	<u>教職実践演習(中学・高校)</u>	4	<u>2</u>			
第六欄	大学が独自に設定する科目		介護等体験指導	3		<u>1</u>		
			<u>学校ボランティア演習 I</u>	2		<u>1</u>		
			<u>学校ボランティア演習 II</u>	2		<u>1</u>		
			<u>教育学演習 I</u>	3		<u>1</u>		
			<u>教育学演習 II</u>	3		<u>1</u>		
			<u>道徳教育論</u>	2		<u>2</u>		
			<u>書道 I</u>	2		<u>2</u>		
			<u>書道 II</u>	2		<u>2</u>		

## 〔備考〕

1 ×印は受けようとする免許教科ごとの必修科目、□印は中学校教諭免許状を受ける場合の必修科目。

ただし、「教科教育法III（数学）」「教科教育法IV（数学）」は理学部（理学科）及び情報学部（計算機科学科、システム数理学科）の学生が高等学校教諭免許状（数学）を受ける場合には、必修科目とする。

2 教科教育法は、それぞれの学部（学科）における履修者を対象とする。

国語=国際日本学部（日本文化学科）

社会=法学部（法律学科、自治行政学科）、経済学部（経済学科、現代ビジネス学科）

経営学部（国際経営学科）、国際日本学部（歴史民俗学科）、人間科学部（人間科学科）

地理歴史=経済学部（経済学科、現代ビジネス学科）、国際日本学部（歴史民俗学科）、人間科学部（人間科学科）

公民=法学部（法律学科、自治行政学科）、経済学部（経済学科、現代ビジネス学科）、経営学部（国際経営学科）、

人間科学部（人間科学科）

商業=経済学部（経済学科、現代ビジネス学科）

保健体育=人間科学部（人間科学科）

数学=理学部（理学科）、工学部（機械工学科、電気電子情報工学科、経営工学科）、  
情報学部（計算機科学科、システム数理学科）

理科=理学部（理学科）、工学部（応用物理学）、化学生命学部（応用化学科、生命機能学科）

工業=工学部（機械工学科、経営工学科）、建築学部（建築学科）

英語=外国語学部（英語英文学科）

中国語=外国語学部（中国語学科）

情報=工学部（電気電子情報工学科）、情報学部（計算機科学科、システム数理学科）

- 3 第六欄の「介護等体験指導」は、それぞれの学部（学科）の中学校教諭免許状を受ける場合の履修者を対象とする。
- 4 第六欄の「道徳教育論」は、それぞれの学部（学科）の高等学校教諭免許状を受ける場合の履修者を対象とする。
- 5 「書道Ⅰ」「書道Ⅱ」は、それぞれの学部（学科）の高等学校教諭免許状（国語）を受ける場合の履修者を対象とする。

別表第3 (第8条第3項関係)

## 教育職員免許状の種類

本学で取得できる普通免許状の種類は次のとおりである。

取得できる学部・学科		免許状の種類・教科	
学 部	学 科	中 学 校 (一 種)	高 等 学 校 (一 種)
法 学 部	法 律 学 科	社 会	公 民
	自 治 行 政 学 科		
経 済 学 部	経 済 学 科	社 会	地 理 歴 史
	現 代 ビ ジ ネ ス 学 科		公 民 ・ 商 業
経 営 学 部	国 際 経 営 学 科	社 会	公 民
外 国 語 学 部	英 語 英 文 学 科	英 語	英 語
	中 国 語 学 科	中 国 語	中 国 語
国 際 日 本 学 部	日 本 文 化 学 科	国 語	国 語
	歴 史 民 俗 学 科	社 会	地 理 歴 史
人 間 科 学 部	人 間 科 学 学 科	社会・保健体育	地理歴史・公民 保健体育
理 学 部	理 学 学 科	数 学 ・ 理 科	数 学 ・ 理 科
工 学 部	機 械 工 学 科	数 学	数 学 ・ 工 業
	電 気 電 子 情 報 工 学 科	数 学	数 学 ・ 情 報
	経 営 工 学 科	数 学	数 学 ・ 工 業
	応 用 物 理 学 科	理 科	理 科
建 築 学 部	建 築 学 学 科	—	工 業
化 学 生 命 学 部	応 用 化 学 学 科	理 科	理 科
	生 命 機 能 学 学 科	理 科	理 科
情 報 学 部	計 算 機 科 学 学 科	数 学	数 学 ・ 情 報
	シ ス テ ム 数 理 学 学 科	数 学	数 学 ・ 情 報

別表第7(第49条関係)

## 授業料、履修費その他の納入金

(単位: 円)

区分	学部	2020年度入学生適用	2021年度入学生適用	2022年度入学生適用			2023年度入学生適用			
検定料	全学部						35,000 ※大学入試共通テスト利用者 15,000			
入学金	法学部 経済学部 経営学部 外国語学部 国際日本学部 人間科学部 理学部 工学部 建築学部 化学生命学部 情報学部	— — — —	— — — —				200,000			
授業料	法学部 経済学部 経営学部 外国語学部 国際日本学部 人間科学部 理学部 工学部 建築学部 化学生命学部 情報学部	735,000 850,000 735,000 1,025,000 — — —	715,000 830,000 715,000 1,005,000 — — —	735,000 850,000 735,000 1,025,000 1,100,000 1,120,000 1,140,000 — — —	710,000 810,000 710,000 1,000,000 1,120,000 1,140,000 — — —	735,000 850,000 735,000 1,025,000 1,140,000 1,140,000 — — —	690,000 790,000 690,000 1,080,000 1,100,000 1,120,000 1,140,000 — — —	710,000 810,000 710,000 1,080,000 1,100,000 1,120,000 1,140,000 — — —	715,000 830,000 715,000 735,000 735,000 735,000 — — —	735,000 850,000 735,000 735,000 735,000 735,000 — — —
施設設備資金	法学部 経済学部 経営学部 外国語学部 国際日本学部 人間科学部 理学部 工学部 建築学部 化学生命学部 情報学部	260,000 320,000 — — — —	260,000 320,000 — — — —	260,000			260,000			
入学初年度合計	法学部 経済学部 経営学部 外国語学部 国際日本学部 人間科学部 理学部 工学部 建築学部 化学生命学部 情報学部	— — — — — —	— — — — — —				1,150,000 1,250,000 1,150,000 1,600,000			

## 科目等履修生履修費

	非実験科目 (1単位につき)	実験科目 (1単位につき)
科目等履修生	15,000	20,000
コース履修生	15,000 (8,000)	20,000 (8,000)

( )は本学卒業生対象

## 研究生研修料

学部	年間学費	半期学費
法・経済・経営・外国語・ 国際日本・人間科学	400,000	200,000
理・工・建築・化学生命・情報	500,000	250,000

## 神奈川大学学位規程（案）

昭和42年4月1日

施行

## （目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

## （学位の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とし、専攻分野を付記するものとする。

- 2 前項の規定により付記する専攻分野は別表1のとおりとする。
- 3 前項に定めるもののほか、修士及び博士について、当該研究科が適當と認めるときは、学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

## （学士の学位授与要件）

第3条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

## （修士の学位授与要件）

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

- 2 前項の規定により修士論文又は特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という。）の審査を申請するには、修士論文等3部（正本1部、副本2部）を作成し、修士学位論文提出届又は特定の課題についての研究成果提出届を添付し、指導教授を通じ、研究科委員長に提出するものとする。ただし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

- 3 前項の規定により修士論文等の審査を申請し得る者は、修士課程又は博士前期課程第2年次以上に在学し、所定の授業科目について20単位以上を取得し、かつ、当該研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、当該研究科の承認を得た場合には、在学期間が1年に満たなくとも修士論文等を提出することができる。

- 4 外国語の学力に関する認定は、1か国語について行う。

- 5 前2項の規定にかかわらず、当該研究科が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除することができる。

## （博士の学位授与要件）

第5条 博士の学位は、次の各号の者に対し授与する。

- (1) 本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者。
- (2) 本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学識を有することが確認された者。
- 2 前項第1号の規定により博士の学位授与申請をするには、博士論文3部（正本1部、副本2部）を作成し、論文要旨及び履歴書を添え、指導教授を通じ研究科委員長に提出するものとする。
- 3 前項の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、すでに所定の単位（博士前期課程において修得した単位を含む。）を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、当該研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該研究科が特別の事由があると認めるとときは、外国語の学力に関する認定を免除することができる。
- 5 第1項第2号の規定により博士の学位を得ようとする者は、学位申請書類（別表4）に学位論文（正本1部、副本4部）及び所定の学位論文審査手数料（別表5）を添え、その論文の審査を受けようとする研究科委員会を指定して、学長に提出するものとする。
- 6 本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受け退学した者が、再入学しないで博士の学位を得ようとする場合も、前項の規定による。ただし、学位論文審査手数料については退学後5年以内に限り免除する。

（専門職学位の授与要件）

第5条の2 専門職学位は、本大学院学則の定めるところにより、専門職大学院の課程を修了した者に授与する。

（学位論文審査員）

第6条 研究科委員会は学位論文（修士課程又は博士前期課程にあっては特定の課題についての研究成果を含む。以下同じ。）の審査及びこれに関連する試験等を実施するため、指導教授を主査として当該研究科の担当教員3名以上からなる審査委員会を組織する。ただし、必要に応じて本大学院学則第6条第1項に規定された者以外の本学教員、他大学教員又は研究所の研究員等を審査員に加えることができる。

（審査期間）

第7条 修士論文等の審査並びに最終試験は、当該論文の提出期間後おおむね2か月以内に、また、博士論文の審査並びに最終試験は、当該論文提出後、おおむね1年以内に終了する

ものとする。

(最終試験)

第8条 最終試験は学位論文を中心として、これに広く関連する授業科目にわたって行う。

2 最終試験施行の日時は、各研究科ごとにおおむね統一して行うものとし、大学院委員会において決定する。

(学識の確認)

第9条 第5条第1項第2号により学位を請求した場合は、学位申請者が専攻学術に関し、本大学院の博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者と同等以上に広い学識を有することを確認するものとする。

2 本大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の研究指導を受け退学した者が、再入学しないで5年以内に博士の学位を得ようとする場合は、前項の学識の確認を免除することができる。

(研究科委員会の審査手続)

第10条 学位論文の審査手続は、各研究科委員会の定めるところによる。

(学位授与の決定及び授与)

第11条 研究科委員会において学位論文の審査及び試験に合格した者に対しては、大学院委員会の審議を経て、学長が学位を授与する。

(学位論文要旨等の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表し「神奈川大学審査学位論文」と明記するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に、既に公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、大学院委員会の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。なお、その公表に際しては、その当該論文の要約に「神奈川大学審査学位論文の要約」と明記するものとする。また、本学は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が指定するインター

ネットの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第14条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本大学名を「学士（法学・神奈川大学）」「修士（法学・神奈川大学）」及び「博士（法学・神奈川大学）」のように付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第15条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位を得た者がその名誉を汚辱する行為があったときは、大学院委員会の議を経て、その学位を取り消すものとする。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、別表2及び別表3から別表3の4までのとおりとする。

(学位論文の保存)

第17条 審査を終了した学位論文は本学図書館に保存することとする。

(学則の準用)

第18条 その他本規程に定めるもの以外は、本大学学則又は本大学院学則の定めるところによる。

(規程の改廃)

第19条 大学に係る本規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

2 大学院に係る本規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日改正）

1 本学位規程は平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日改正）

1 本学位規程は平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日改正）

1 本学位規程は平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年11月12日改正）

1 本学位規程は平成3年11月12日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

附 則（平成4年3月1日改正）

- 1 本学位規程は平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日改正）

- 1 本学位規程は平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日改正）

- 1 本学位規程は平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日改正）

- 1 本学位規程は平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日改正）

- 1 本学位規程は平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日改正）

- 1 本学位規程は平成12年4月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成13年4月1日改正）

- 1 本学位規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日改正）

- 1 本学位規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日改正）

- 1 本学位規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日改正）

- 1 本学位規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日改正）

- 1 本学位規程は平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日改正）

- 1 本学位規程は平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、経済学部貿易学科、工学部電気電子情報工学科、応用化学科及び  
経営工学科、第二法学部法律学科、第二経済学部経済学科及び貿易学科、第二工学部機械  
工学科及び電気電子情報工学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお  
従前の例による。

附 則（平成19年3月15日改正）

- 1 本学位規程は、平成19年3月15日から施行する。

附 則（平成21年4月1日改正）

1 本学位規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日改正）

1 本学位規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、外国語学研究科英語英文学専攻博士前期課程及び博士後期課程に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日改正）

1 本学位規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、工学部電子情報フロンティア学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日改正）

1 本学位規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日改正）

1 本学位規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

1 本学位規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月30日改正）

1 本学位規程は、平成27年7月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日改正）

1 本学位規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、理学研究科情報科学専攻、化学専攻及び生物科学専攻の博士前期課程及び博士後期課程に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月29日改正）

1 本学位規程は、平成30年3月29日から施行する。

附 則（平成30年11月8日改正）

1 本学位規程は、平成30年11月8日から施行する。

附 則（平成31年4月1日改正）

1 本学位規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、工学研究科機械工学専攻、電気電子情報工学専攻、応用化学専攻及び経営工学専攻の博士前期課程及び博士後期課程に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日改正）

1 本学位規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

1 本学位規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、外国語学部国際文化交流学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日改正）

1 本学位規程は、令和3年3月25日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

1 本学位規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、工学部建築学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日改正）

1 本学位規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、理学部数理・物理学科、情報科学科、化学科及び生物科学科並びに工学部物質生命化学科及び情報システム創成学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

別表1（第2条第2項関係）

1 学士の学位

学部	学科	学位（専攻分野）
法学部	法律学科	学士（法学）
	自治行政学科	学士（行政学）
経済学部	経済学科	学士（経済学）
	現代ビジネス学科	学士（商学）
経営学部	国際経営学科	学士（国際経営学）
外国語学部	英語英文学科	学士（文学）
	スペイン語学科	
	中国語学科	

国際日本学部	国際文化交流学科	学士（文学）
	日本文化学科	
	歴史民俗学科	
人間科学部	人間科学科	学士（人間科学）
理学部	理学科	学士（理学）
工学部	機械工学科	学士（工学）
	電気電子情報工学科	
	経営工学科	
	応用物理学科	
建築学部	建築学科	学士（建築学）
化学生命学部	応用化学科	学士（化学生命学）
	生命機能学科	
情報学部	計算機科学科	学士（情報学）
	システム数理学科	

## 2 修士の学位

研究科	専攻	学位（専攻分野）
法学研究科	法律学専攻	修士（法学）
経済学研究科	経済学専攻	修士（経済学）
経営学研究科	国際経営専攻	修士（経営学）
外国語学研究科	欧米言語文化専攻	修士（文学）
	中国言語文化専攻	修士（文学）
人間科学研究科	人間科学専攻	修士（人間科学）
理学研究科	理学専攻	修士（理学）
工学研究科	工学専攻	修士（工学）
	建築学専攻	修士（工学）
歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学専攻	修士（歴史民俗資料学）

## 3 博士の学位

研究科	専攻	学位（専攻分野）
法学研究科	法律学専攻	博士（法学）

経済学研究科	経済学専攻	博士（経済学）
経営学研究科	国際経営専攻	博士（経営学）
外国語学研究科	欧米言語文化専攻	博士（文学）
	中国言語文化専攻	博士（文学）
人間科学研究科	人間科学専攻	博士（人間科学）
理学研究科	理学専攻	博士（理学）
工学研究科	工学専攻	博士（工学）
	建築学専攻	博士（工学）
歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学専攻	博士（歴史民俗資料学）

#### 4 専門職の学位

研究科	専攻	学位
—	—	—

別表2(第16条関係)

		第 割印 号
卒 業 証 書 ・ 学 位 記		
	校 印	氏 名
		年 月 日 生
本学 学部 学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認 め学士( )の学位を授与する		
年 月 日		
神奈川大学	学部長 氏 名	
神 奈 川 大 学 長 氏 名		

備考 学部のプログラムを修了した者については、分属先の学科名称の後にプログラム名称を付記する。

別表3(第16条関係)

	修第	割印	号
	学	位	記
校 印		氏	名
	年	月	日生
本学大学院 研究科 専攻の博士前期(修士)課程において所定の単位を修得し特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める			
神奈川大学大学院 委員長 氏		研究科委員会 名	[職印]
上記委員長の認定により修士( )の学位を授ける			
年 月 日			
神奈川大学長 氏 名 [職印]			

備考 工学研究科工学専攻を修了した者については、専攻名称の後に領域名称を付記する。

別表3の2(第16条関係)

修第 割印 号		
学 位 記		
校印	氏名	年月日生
<p>本学大学院 研究科 専攻の博士前期(修士)課程において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める</p>		
<p>神奈川大学大学院 研究科委員会 委員長 氏名 [職印]</p>		
<p>上記委員長の認定により修士( )の学位を授ける</p>		
年 月 日		
<p>神奈川大学長 氏名 [職印]</p>		

備考 人間科学研究科、理学研究科及び工学研究科工学専攻を修了した者については、専攻名称の後に領域名称を付記する。

別表3の3(第16条関係)

博甲第 割印 号		
学 位 記		
校 印	氏 名	年 月 日生
本学大学院 研究科 専攻の博士課程 において所定 の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める		
神奈川大学大学院 研究科委員会 委員長 氏 名 [職印]		
上記委員長の認定により博士( )の学位を授ける		
年 月 日		
神奈川大学長 氏 名 [職印]		

備考 人間科学研究科、理学研究科及び工学研究科工学専攻を修了した者については、専攻名称の後に領域名称を付記する。

別表3の4(第16条関係)

			博乙第	割印	号
			学	位	記
校印			氏名 年月日生		
<p>本学に博士の学位論文を提出しその審査及び試験に合格しきつ所定の学力を有するものと認める</p>					
<p>神奈川大学大学院 研究科委員会 委員長 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span></p>					
<p>上記委員長の認定により博士( )の学位を授ける</p>					
年月日					
<p>神奈川大学長 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span></p>					

別表4 学位申請関係書類の様式(第5条第5項関係)

(1) 第5条第5項の規定による学位申請書の様式

学 位 申 請 書	
貴学学位規程第5条第1項第2号の規定により論文に論文要旨、履歴書及び論文審査手数料を 添えて、博士( )の学位の授与を申請いたします	
年 月 日	氏 名 ㊞
神奈川大学長	殿

備考 学位申請書は2通、論文は正副本合わせて5通(参考論文についても同様)、論文要旨は5通(4,000字以内)、履歴書2通を提出すること。

## (2) 学位申請書添付書類の様式

## (イ) 論文目録の様式

論 文 目 錄			
学 位 論 文	1 題 目	2 公表の方法及び時期	
	3 部 数		
参 考 論 文	1 題 目	2 公表の方法及び時期	
	3 部 数		
その他の論文目録	1 題 目(発表年月)(発表機関名)		
年 月 日			
		学位申請者 氏 名	印

備考 (1) 論文目録は5通提出すること。

- (2) 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。
- (3) 参考論文が2種類以上あるときは、列記すること。
- (4) 論文がまだ公表されていないときは、その予定を記載すること。
- (5) その他の論文目録は学位論文及び参考論文以外のすべての論文について、発表順に年月を追って記載すること。

## (ロ) 第5条第5項の規定による履歴書の様式

履歴書			
本籍又は国籍 現住所		氏名 年月日生	
学歴			
年	月	日	
年	月	日	
職歴			
年	月	日	
年	月	日	
研究歴			
年	月	日	
年	月	日	
上記のとおり相違ありません			
年月日			氏名 <input checked="" type="checkbox"/>

備考 (1) 学歴は、旧制の中学校または新制の高等学校卒業以後の履歴について、年次を追って記載すること。

(2) 本大学院博士後期課程所定の単位を修得済の者は、その単位取得証明書を添付すること。

別表5 学位論文審査手数料（第5条第5項関係）

学位請求者	手数料
本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、本大学院学則第24条に規定する修業年限内に論文を提出する者。	無料
本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学後5年以内に論文を提出する者。	免除
その他の者。	15万円

## 5 単位と学修時間について

単位とは、授業科目を修得するための学修時間を数値で表したもので、授業科目ごとに異なります。学修時間は授業時間と必要な授業外（予習・復習）時間とで構成されており、最終的に試験その他の方法によって合格と判定されたとき、その授業科目の単位が与えられます。

1年間の授業期間は前学期と後学期に分かれ、これまで前学期、後学期各15週、通年で30週としていましたが、2018年度から1時限を90分授業から100分授業に変更し、各期14週で行います。各期の基本的な授業時間数は合計で1,350分（90分×15週）から1,400分（100分×14週）となりますが、これを同程度と見なし、単位数と学修時間数の関係はこれまでの考え方を踏襲するものとします。以下に、単位数ごとに必要なこれまでの学修時間数の例を示しますので、参照してください。

本学での各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算しています。

1. 講義及び演習については、15時間から30時間での授業をもって1単位とする。
2. 実験、実習及び実技については、30時間から45時間での授業をもって1単位とする。
3. 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上との方法の併用により行う場合については、5時間の講義及び20時間の実験の授業をもって1単位とする。

なお、授業時間割上の45分を1時間とみなし、授業時間数は100分×14週をもって30時間とみなします。

授業時間割	単位数	学修時間数	授業時間数	授業外（予習・復習）時間数
半期週1回	1単位	45時間×1単位 =45時間	2時間×1回×15週 =30時間	45時間-30時間 =15時間 (週1時間)
	2単位	45時間×2単位 =90時間		90時間-30時間 =60時間 (週4時間)
半期週2回	2単位	45時間×2単位 =90時間	2時間×2回×15週 =60時間	90時間-60時間 =30時間 (週2時間)
	4単位	45時間×4単位 =180時間		180時間-60時間 =120時間 (週8時間)
通年週1回	4単位	45時間×4単位 =180時間	2時間×1回×30週 =60時間	180時間-60時間 =120時間 (週4時間)

大学を卒業するため、あるいは上位年次に進級するためには、各学部・学科で定められた「卒業要件単位数」を修得しなければなりません。卒業や進級に必要な単位数等は、各学科の「教育課程表」に記載されていますのでよく読んで理解してください。